

四国八十八景プロジェクト

応募説明資料

平成29年3月8日

四国八十八景実行委員会事務局

2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックに向け、四国を訪れる観光客の増加を図るため、

四国らしい風景や街並みなどの景観を「四国八十八景」として選定し、その魅力を広くプロモートしていきます。

四国を訪れる観光客の増加を図るため

- 四国八十八景という「四国ブランド」の観光商品を作る
- 基本的には「四国各地を巡る」商品
- 四国各地の連携により「四国ブランド」の魅力アップ
- 国内外へ情報発信(売り込み)を行う
- 新しい素材(景観)の発掘
- プロジェクトで眺める場所(魅力)のレベルアップ
- 来訪者増をてこに町おこし

四国八十八景の仕組み

すばらしい眺め



眺める場所



四国
八十八景

眺める場所を選ぶのが
プロジェクトのポイント

【応募・選定フロー】

「眺める場所」の
管理者等が自薦に
より公募



選定部会で
選定



選ばれた
八十八景管理者は、
協議会に参加

【目的】

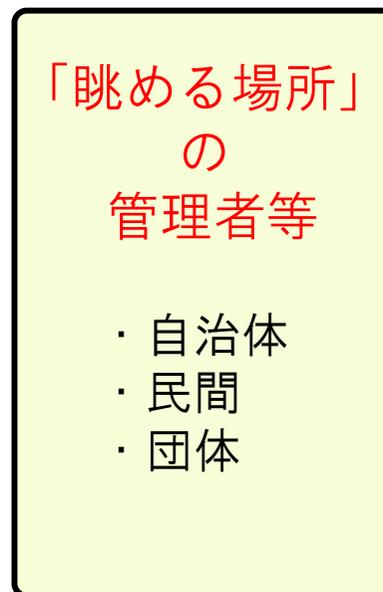
四国らしさの感じられる素晴らしい景観を、「四国八十八景」として選定し、東京オリンピック・パラリンピックに向けてプロモートを実施し、四国来訪者の増加と地域活性化を実現

【組織】

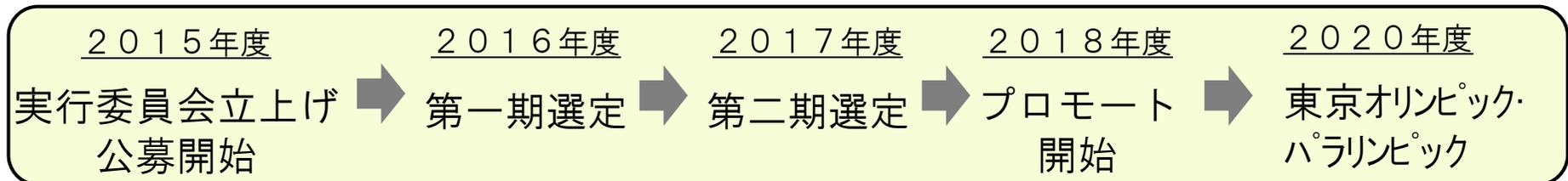
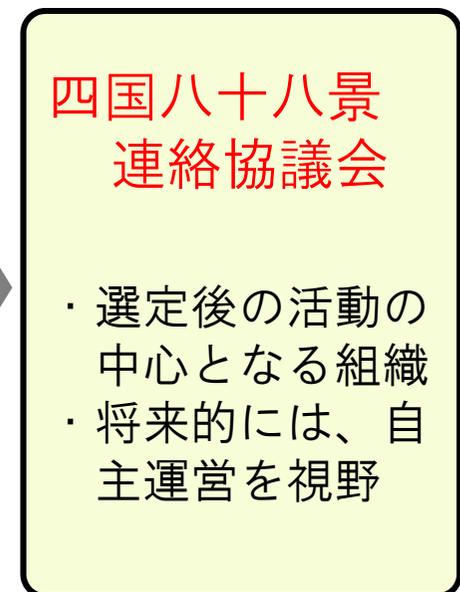
(H27年度)



選定後



最終形



四国八十八景実行委員会

H28.7.1

所属		役職	氏名	備考
四国経済連合会		会長	千葉 昭	委員長
四国ツーリズム創造機構		会長	松田 清宏	副委員長
四国運輸局		局長	瀬部 充一	プロモート部会長
四国地方整備局		局長	名波 義昭	企画運営部会長
東京大学アジア生物資源環境研究センター		教授	堀 繁	選定部会長
徳島県	商工労働観光部	部長	小笠 恭彦	
香川県	交流推進部	部長	安松 延朗	
愛媛県	経済労働部	部長	門田 泰広	
高知県	観光振興部	部長	伊藤 博明	
全日本空輸(株)	高松支店	支店長	阿部 浩之	
日本航空(株)	高松支店	支店長	福永 航一	
四国旅客鉄道(株)	総合企画本部地域連携室	室長	大熊 伸二	
西日本高速道路(株)	四国支社	支社長	中根 正治	
本州四国連絡高速道路(株)		常務執行委員	酒井 利夫	
(株)JTB中国四国	高松支店	支店長	矢田 博嗣	
楽天(株)		ユニットリーダー	小川 美紀	
日本放送協会(NHK)	松山放送局	局長	泉谷 八千代	
山陽放送(株)	四国支社	支局長	池田 光司	
四国なんでも88箇所巡礼推進協議会		会長	佐藤 哲也	

なぜ「眺める場所」を選ぶのか

海山や建物などの「地域資源」は良い「眺め」となって強い魅力となりますが、「良い眺め」は資源と良好な関係を持った「眺める場所」があることで成立します。つまり、眺める場所が大事なのです。



パリ エッフェル塔

「良好な眺める場所」としてシャイヨー宮を整備することで、資源のエッフェル塔が「良い眺め」となっている



東京 都庁舎

都庁舎は素晴らしい資源であるが、「眺める場所」を持たないために、資源が良い眺めとなっていない

なぜ「眺める場所」を選ぶのか

眺める場所があっても「眺める場所からの資源の眺め」への配慮がじゅうぶんでないと「眺め」は良くなりません。つまり、眺めへの配慮も含めて「眺める場所」ということになり、それが大事なのです。



ベルギー ブリュージュ

教会対岸を「眺める場所」として意識し、教会や街並みの前に邪魔なものが出ないように配慮して、眺めを良好にしている



三重県 津城

大通りから城が見える貴重な「眺める場所」だが、「眺める場所」としてよりよく整備するならば、眺めを邪魔している生垣、電柱、樹木を意識する必要がある

「景観整備」とは視点（眺める場所）から視対象（風景）の関係を整えること。

- ・景観は眺める場所があって初めて成立
- ・眺める場所を作ることが一番大事
- ・眺めをゆっくりと楽しめる配慮をする

景観整備＝「眺める場所」整備

よく展望台等(眺める場所)が整備されていますが、風景を「ゆっくりと」楽しむという配慮が十分とはいえない場合が見受けられます。



ヨーロッパの湖

ゆったりとベンチに座って風景を楽しむことができる。



天橋立の展望台(雪舟観)

風景を楽しむために柵の上に立っている。ベンチに座っては見えない。

景観整備＝「眺める場所」整備

立って眺めないと風景(海)が見えない



石垣(転落防護柵)が
風景を眺めるのに邪魔
にならないように整える
のが景観設計

眺める場所を持ち上げてやる



ベンチに座りながら風景
(海)を楽しめるようになる



第2期公募・選定期間

・第2期公募期間

平成29年4月1日 公募開始

公募期間 4ヶ月

H29/4/1～H29/7/31

・第2期募集の選定結果

平成29年度に選定を行い、選定された場所については応募者に通知するとともにホームページに掲載します。

応募対象

【応募対象】

- ・「四国らしい風景」とそれを「眺める場所」のセットでの応募に限ります。
(※「四国らしい風景」のみの応募は失格となります。)
- ・「四国らしい風景」とそれを「眺める場所」とも四国地方に限ります。
- ・応募は「眺める場所」の管理者等による応募を原則とします。

※管理者等とは風景そのものの管理者や地区観光団体など関係者を含みます。

※「眺める場所」の管理者等以外からの応募も受け付けますが、事務局による管理者への応募意思を確認することとしています。

「四国らしい風景」の要件

【「四国らしい風景」の要件】

- ・常時でなく、季節的又は一時的な風景も含みます。
- ・自然だけでなく街並みや人工物(橋など)及び文化も風景対象とします。

「四国らしい風景」とは

- ・四国独特の変化に富んだ美しい自然を背景とした個性ある風景
- ・山村、農村の人々の営みが織りなす心を包み込むような原風景
- ・厳しい自然と調和した風景や個性的に発展した街の風景
- ・お接待を初めとする世界に誇れる文化

「眺める場所」の要件

【「眺める場所」の要件】

- ・誰でも利用することができる(有料含む)。
 - ・「眺める場所」は移動体(列車、ロープウェイ、観光船等)も含みます。
- ※次の場合は選定の対象となりませんのでご注意ください。
- 利用する人が制限されている場所
 - 法令違反等の施設がある場所又は公序良俗に反するもの

良い「眺める場所」とは

- ・良い眺めをゆっくりと快適に楽しめるよう工夫(整備)されている
- ・利用者を丁寧におもてなすメッセージが伝わってくる

【その他】

応募要件ではありませんが、下記についても選定審査の対象となります。

- 良い眺めが見られるよう工夫(整備)されている
(例:ベンチ設置や駐車場整備、遊歩道整備、眺めを阻害する立木伐採など)
- 「四国らしい風景」を保存する取り組みやその風景を活かしたまちづくり

○ 「地域の取組状況」の評価ポイント

- 景観を保存する取り組み
- 景観を活かしたまちづくり